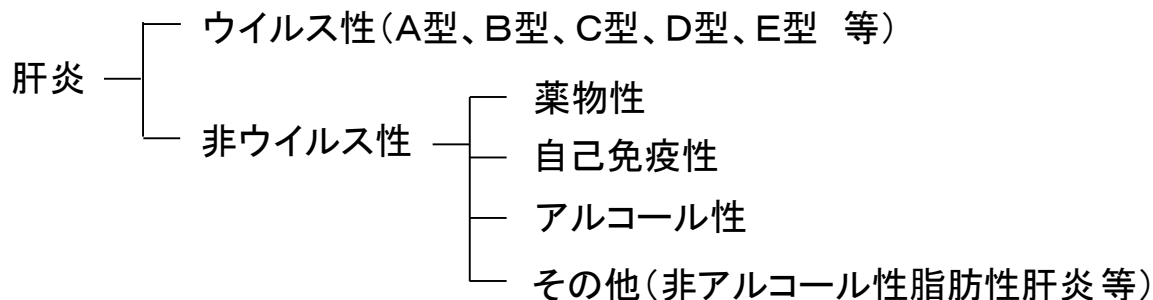


令和元年秋の年次公開検証（令和元年11月13日）
保健衛生（肝炎ウイルス対策）より抜粋

○肝炎：肝臓の細胞が破壊されている状態

病因別の分類



・B型肝炎、C型肝炎

- ・持続感染者 300～370万人
(B型 110～140万人、C型 190～230万人)

⇒ 国内最大級の感染症

- ・感染を放置すると肝硬変や肝がんに行進する

・非アルコール性脂肪性肝炎 (NASH)

- ・ウイルスやアルコール等以外による脂肪肝を伴う肝炎
- ・肥満、糖尿病、脂質異常症、高血圧患者に多いとされる

※NASH : nonalcoholic steatohepatitis

臨床経過による分類

①急性肝炎:

- ・A、B、E型肝炎ウイルスによるものが多い
- ・急激に肝細胞が障害される
- ・自然経過で治癒する例が多い

②慢性肝炎 (少なくとも6ヶ月以上炎症が持続)

- ・B型、C型肝炎ウイルスによるものが多い
- ・長期間にわたり肝障害が持続
- ・肝硬変や肝がんに行進する

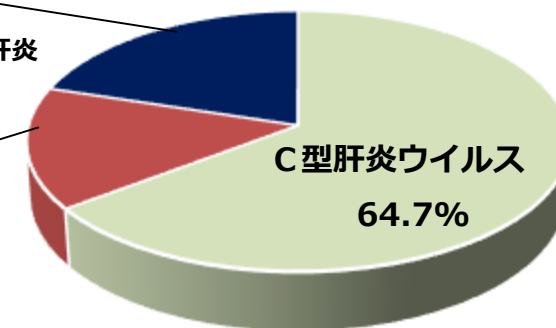
肝がんの原因内訳

その他 20.2%

- ・アルコール性
- ・非アルコール性脂肪性肝炎 (NASH) 等

B型肝炎ウイルス
15.1%

出典: 第19回全国原発性肝癌追跡調査報告
(2006-2007年)



約80% B型・C型肝炎ウイルスが原因

※アルコールが原因の肝がんは少ない

肝炎総合対策は、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策を中心に行っている

肝炎対策基本法、肝炎対策基本指針について

令和元年秋の年次公開検証（令和元年11月13日）
保健衛生（肝炎ウイルス対策）より抜粋

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- 肝炎対策に関する**基本理念**を定める（第2条）
- 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにする（第3条～第7条）
- 肝炎対策の推進に関する**指針の策定**を定める（第9条～第10条）
- 肝炎対策の**基本となる事項**を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

- 予防・早期発見の推進（第11条～第12条）
- 肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）
- 研究の推進（第18条）

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

- 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

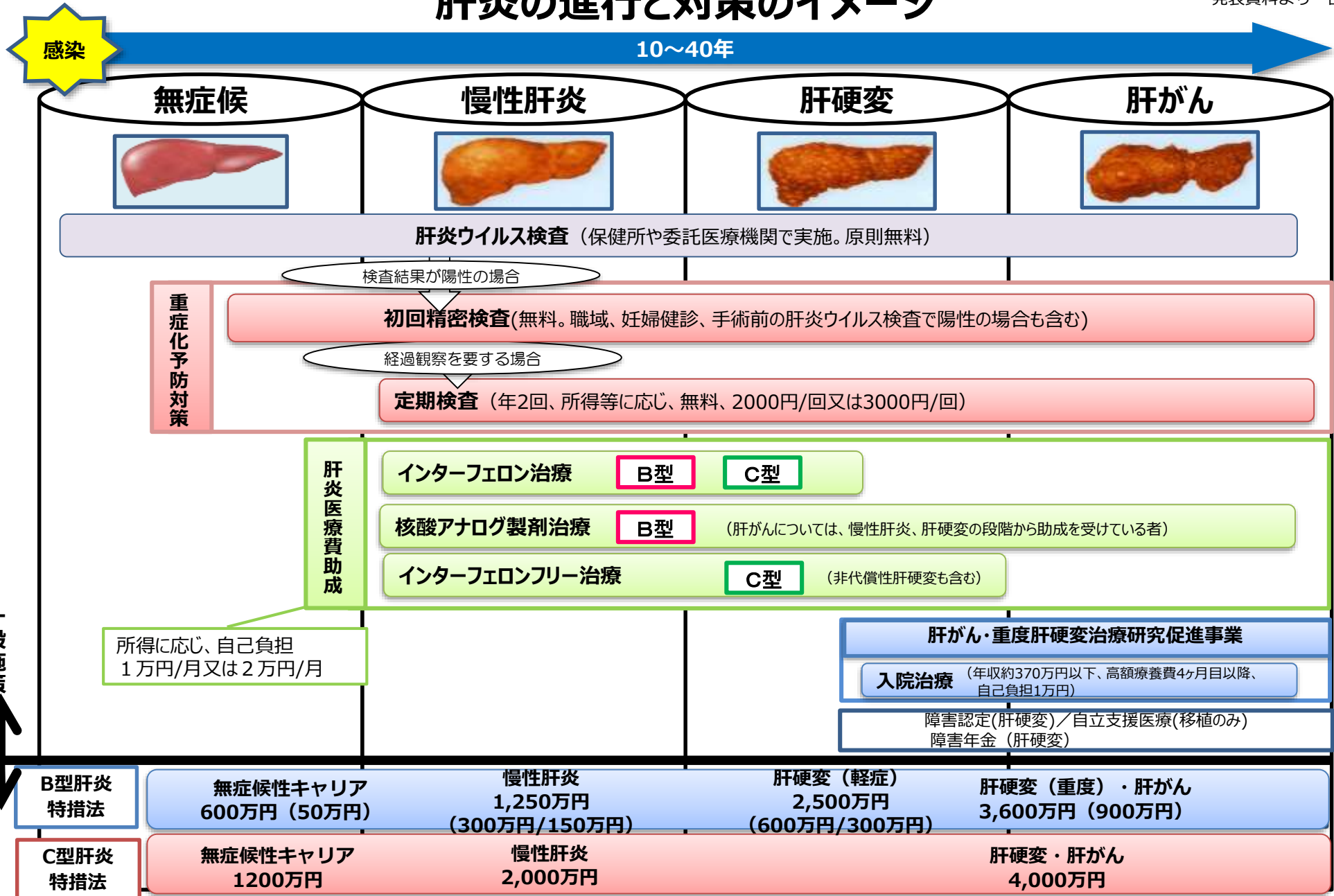
関係行政機関

設置
意見
資料提出等、要請
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎の進行と対策のイメージ



※上記の括弧内の金額は、除斥期間を経過した者の場合